

マージン率等の公開資料

R5.6.1
cinqサунк合同会社

1. 労働者派遣の実績及びマージン率(令和3年9月1日～令和4年8月31日)

総派遣労働者数	派遣先事業所数	労働者派遣の料金 1日8時間当たりの平均	派遣労働者の賃金 1日8時間当たりの平均	マージン率
10	11	12,080	8,797	27.2%

2. 労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか	締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	弊社と派遣労働契約を締結するすべての派遣労働者
・労使協定の有効期間の終期	令和6年3月31日

※マージンに含まれる費用

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料 雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）
会社運営経費	健康診断費用	一般検診及び生活習慣病検診の受診補助
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等）、 登録者紹介料及び稼働者手当
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 （登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等）
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事業所費・通信費等
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、 会社運営経費を差し引いた利益

3. 教育訓練に関する事項 (賃金支給あり、費用負担なし)

- ・マナー教育
- ・フォークリフト免許取得講習
- ・玉掛け技能講習
- ・クレーン5t未満講習
- ・通信講座(異物混入対策講座/マナー講習)
- ・障害者雇用促進教育

4. キャリアコンサルティングの相談窓口は事務所に設置